

介護保険料の軽減制度に関するお知らせ

問い合わせ 介護保険課 介護保険係(☎内線370・371・372)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した人などを対象として、申請により介護保険料の全部または一部の減免を受けることができます。

対象要件

次のア・イのいずれかに該当する65歳以上の人

- ア 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の①②両方に該当する場合
 - ① 令和3年1月～12月までの、上記事業収入などのいずれかの減少額(保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が、令和2年1月～12月までの収入と比較し、10分の3以上であること
 - ② 減少が見込まれる事業収入などの所得を除く前年の所得の合計額が400万円以下であること

詳しい内容は、介護保険料納付通知書(令和3年6月に郵送。ただし、令和3年1月2日以降に本市に転入した人は7月に郵送予定。)に同封されているチラシを確認してください。

介護保険料の減免(減額)制度

介護保険料が第2段階または第3段階に該当する人で、〈表1〉の7つの要件全てに該当する場合は、申請により、保険料の減免を受けることができます。

該当する場合は、保険料が第1段階(年額1万9千560円)に変更されます。

※7月末までに申請する場合は年間を通じての減免となりますが、8月以降に申請する場合は申請月から減免されますのでご注意ください。

〈表1〉 介護保険料の減免(減額)制度の要件

①	生活保護を受給していない
②	世帯全員が市民税非課税である
③	年間収入が単身世帯で120万円(世帯員1人増ごとに+40万円)以下 ※年間収入額は、年金、子からの仕送りなども含みます。
④	預貯金などの額が単身世帯で60万円(世帯員1人増ごとに+20万円)以下
⑤	市民税課税者に扶養されていない、 また生計を共にしていない ※別居や世帯分離の場合も確認の対象になります。
⑥	居住用の家、土地以外に不動産を所有していない
⑦	介護保険料に未納がない

社会福祉法人による利用者負担軽減制度

生計が困難な人が、軽減制度を実施する社会福祉法人の事業所で介護保険サービスを利用する場合に、利用者負担が軽減されます。軽減を受けられるのは、〈表2〉の6つの要件全てに該当する人です。

〈表2〉 社会福祉法人による利用者負担軽減制度の要件

①	世帯全員が市民税非課税である
②	年間収入が単身世帯で150万円(世帯員1人増ごとに+50万円)以下 ※年間収入額は、年金、子からの仕送りなども含みます。
③	預貯金などの額が単身世帯で350万円(世帯員1人増ごとに+100万円)以下
④	負担能力のある親族などに扶養されていない ※別居や世帯分離の場合も確認の対象になります。
⑤	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
⑥	介護保険料に未納がない

いずれの場合も該当する人は、介護保険課(市役所1階7番窓口)で申請が必要です。提出書類や必要なものなど詳細については、問い合わせてください。